

た使用料又は手数料額その他この組合の事業を利用した分量に応じてする。

2. 払込済出資額に応じてする配当金は、組合員が出資払込を終るまではその払込に充当するものとする。

3. 剰余金の配当の計算については、第21条第2項の規定を準用する。

(損失金の処理)

第71条 損失金のてん補は、第68条の準備金より行うものとする。

(職員退職給与引当金)

第72条 この組合は毎事業年度末において、職員退職給与引当金として職員給与額の10分の1以上を計上することができる。

## 第11章 解 散

(解 散)

第73条 この組合は次に掲げる事由により解散する。

1) 総会の議決

2) 破産

3) 三重県知事の解散命令

2. 前項第1号の決議は三重県知事の認可を受けなければその効力を生じない。

3. この組合が解散したときは、破産による場合を除いては理事が清算人となる。但し、総会において他人を選任したときはその限りでない。

## 第12章 雑 則

(規 約)

第74条 この定款に定めるもののほか、役員を選任、業務の執行及び会計その他の定款の施行に必要な事項は、総代会の議決により規約で定める。

## 附 則

(施行期日)

1. この定款の変更部分は、変更の許可のあった日から施行する。

(昭和37年3月10日認可)

(昭和37年7月25日認可)

(昭和38年6月18日認可)

(昭和39年7月6日認可)

(昭和40年6月21日認可)

(昭和45年6月19日認可)

(昭和50年7月22日認可)

(昭和55年6月1日認可)

(平成6年9月1日認可)

(平成8年7月8日認可)

(平成9年6月10日認可)

(平成10年6月29日認可)

(平成11年6月2日認可)

(平成12年6月5日認可)

(平成13年5月31日認可)

(平成14年6月10日認可)

(平成15年5月30日認可)

(平成19年9月30日認可)

(平成21年6月25日認可)

(平成23年8月10日認可)

(平成24年8月2日認可)

(令和2年6月29日第14条1項)